

盛夏の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
組合から次の4項目について、お知らせ・お願いをいたします。

■敷地内の砂利等について

道路を快適にご利用いただくために、私有地にあります砂利等が道路上に散らばらないようにご配慮をお願いいたします。

■仮清算徴収金分割納付第7回のお願いについて

7回目の分割納付について、6月15日付で納入通知書等を発送しました。納付期限が7月31日となっております。納付期限に遅れないようお支払いください。

繰上納付も随時受け付けておりますので、ご希望の方は組合事務所へ知らせてください。

■土地の売買や相続など、権利異動等のある方へ

下記①から⑤などの権利異動等があった場合には、お問い合わせの上、組合に届出をお願いいたします。

- ① 売買、相続、贈与等により土地の所有権を移転した場合
- ② 土地の権利者が亡くなられた場合
- ③ 共有する権利の代表者を変更する場合
- ④ 土地を分筆、合筆する場合
- ⑤ 組合員のお名前、ご住所の変更があった場合

■境界杭の管理について

区画整理地内のすべての土地について、使用収益開始をしております。境界杭については、境界に接する方々の管理となっております。ブロックやフェンス等の設置の際に移動をされた場合は、個人負担にて復元をしていただきます。杭の再設置は組合指定の測量業者が行いますので、杭の再設置の際は組合事務所へ連絡をお願いいたします。

【連絡先】 一宮大木土地区画整理組合事務所（豊川市一宮庁舎1階）
TEL/FAX：0533-93-4911 E-mail：ichinomiyaooqi@royal.ocn.ne.jp
組合ホームページURL：http://ichinomiyaooqi.com/